

令和5年度（2023年度）
全道エゾシカ対策協議会

議 事 録

日時：令和5年（2023年）8月31日（木）10:00～

会場：道庁別館地下会議室

1 開会

○事務局（坂村課長補佐）

定刻となりましたので、ただ今から、「令和5年度全道エゾシカ対策協議会」を開催いたします。本日は、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。会議進行を務めます、北海道環境生活部野生動物対策課の坂村です。開会にあたり、協議会の副会長である、環境生活部自然環境局長の竹本より、ご挨拶を申し上げます。

2 挨拶

○竹本自然環境局長

環境生活部自然環境局長の竹本でございます。

本日は林野庁・国土交通省・環境省の方にもご出席いただいております。大変お忙しい中ご参加いただき感謝申し上げます。また、日頃から、道のエゾシカ対策の推進について、ご理解とご協力をいただいておりますことに、お礼申し上げます。

本協議会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、書面による会議開催などは行ってきましたが、対面で行うのが平成28年度以来ということで、7年ぶりの開催となっております。

エゾシカによる被害は、昨年、交通事故と列車支障件数で過去最高を更新することになりました。また、農林業被害額は、令和3年度においても2カ年連続で増加しており、大変厳しい、深刻な状況にあります。

先般、道内のエゾシカの生息状況を公表しましたが、後志、渡島、檜山の南部地域を除く地域で、前年比3万頭増の72万頭が生息していると推定しており、今後も被害の増加が懸念されております。

道では、こうした状況を踏まえ、エゾシカの捕獲目標を18.5万頭と、前年から2万2千頭増やして設定し、道、自らも捕獲事業を行いながら、捕獲対策に取り組む市町村に対し、更なる捕獲をお願いしております。また、国に対しても、対策に必要な予算確保等について、機会あるごとに要請しているところです。

本日は、貴重なお時間をいただき、関係機関における対策の共有や、忌憚のないご意見を伺いたいと考えておりますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

出席状況報告

○事務局（坂村課長補佐）

本日の出席状況についてですが、市長会、北海道森林組合連合会、（一社）エゾシカ協会、エゾシカ食肉事業組合、エゾシカ有効活用推進連絡対策協議会がご欠席となっております。

17の参画構成員のうち12団体が出席となっておりますことをご報告します。

要綱改正

○事務局（坂村課長補佐）

次に協議会の要綱に変更がございましたので、お知らせします。

全道エゾシカ対策設置要綱の別表1及び3の「構成機関・団体名」について、全日本司厨士協会北海道地方本部が、公益社団法人から一般社団法人に変更となりましたので、名称変更の修正をいたしましたので、報告いたします。

資料確認

資料の確認をさせていただきます。

資料初めから、次第、配付資料一覧、出席者名簿、配席図、設置要綱があります。

以下、資料1-1～1-6がエゾシカの現状についての資料です。資料2以降が、現在行われている対策についての資料で、資料2-1～2-9が環境生活部の取り組み、資料3以降については、道庁内環境生活部以外の部局及び、本日出席いただいている機関の取り組みの資料です。資料11までありますので、ご確認ください。

本日、局長の竹本が途中退席させていただく関係で、議事進行はエゾシカ担当課長の高杉が行います。

3 議題

○高杉エゾシカ担当課長

これより、議題に入りたいと思います。次第に沿って進めさせていただきますので、皆様のご協力をお願いします。

それでは、議題（1）エゾシカの現状についてであります。エゾシカの現状については、北海道からご説明いたします。

議題（1）エゾシカの現状について

○事務局（坂村課長補佐）

資料の1-1からご説明します。北海道第6期エゾシカ管理計画ということで、昨年の春に策定し、現在はこの計画に沿って対策を進めているところです。計画期間は昨年の4月から5年間です。

当協議会は久々の開催となりますので、改めて、計画1ページ目「第1章 計画の策定に当たって」について、簡単にご説明します。計画の策定の元となったのは、平成9年度、今から26年ほど前に道東地域でエゾシカの被害が酷くなったことを受けて策定した、道東地域のエゾシカ保護管理計画です。当時はまだ、エゾシカが全道に広がっている状態ではありませんでしたが、この時から徐々に広がってきました。その後、第1期から第2期、第3期計画へと進んで来ました。当初、計画の対象地域は東部地域、あるいは道南を除く地域だけでしたが、第3期計画の中で全道が対象となり

ました。また、当初は「保護管理計画」という形をとっていましたが、保護をする必要がないぐらい生息数が増えてきたということで、第4期計画の策定途中で「保護」という文言をとり、「管理計画」に名称を改めました。第5期計画期間については、平成30年に発生した狩猟者による誤射事故に起因する入林規制等や、雪などの要因もあり、捕獲数が減少してしまったという、かなり厳しい状況を経て、今の第6期計画に至りました。

先ほどもお話ししたとおり、エゾシカは、かつては北海道全域に生息していましたが、明治期に相当数が捕獲されたことなどにより絶滅しかけ、道東地域にわずかに残った状態になりました。昭和半ばぐらいに一定程度の生息数に回復し、その後から少しずつ増え始めたという状況です。

ご存知かもしれませんが、エゾシカは体重150kg程度と、ニホンジカの中では最大級であり、これが運搬の支障などにも繋がっています。また、生息数が増えている原因としては、メスの妊娠率が非常に高く、毎年1頭の子供を産むこと、かつ、生まれた子供も2歳から、毎年子供を産むということが挙げられ、捕獲をしなければ、どんどん増えていくという状況です。

計画の位置付けについてです。環境省の鳥獣保護管理法に基づき、指定管理鳥獣に指定されているニホンジカを管理するための事業を行う場合には第二種特定鳥獣管理計画立てなければならないため、このエゾシカ管理計画を当該計画に位置付けています。現在、計画では、道内を4地域に区分しています。東部地域をオホーツク、十勝、釧路、根室管内。北部地域を空知、上川、留萌、宗谷管内。中部地域を石狩、胆振、日高管内。南部地域を後志、渡島、檜山管内として、地域ごとの生息状況を見ながら、対策を進めています。全道の状況については、先ほどもお話ししたとおり、農林業被害、交通事故の発生、あるいは生物多様性への影響、といった部分で大きな問題がございます。

計画の5ページをご覧ください。各地域の状況についてです。東部地域は元からエゾシカが生息しているということもあり、最も被害額が多い状況です。その他、北部・中部地域についても、分布が広がり、厳しい現状です。南部地域については、他地域から流入してきた個体が徐々に増えており、農業被害、列車支障、交通事故などが増えてきています。

計画8ページ、「第2章 管理の推進」の管理目標についてです。基本的に「管理計画」と言っておりますが、個体数が一定程度に減れば、保護政策に転換できるような仕組みにしております。目標は、基準年（平成23年）の個体数指数の半分にあたる50を目指すこととしていますが、現在は大発生水準にあるということで、なかなか目標達成には遠い状況が続いています。

次に、計画の12ページをご覧ください。どのように管理を進めていくかという点についてです。エゾシカの捕獲推進プランということで、捕獲目標を毎年設定し、これに基づいて、関係機関の皆様に捕獲を頑張っていただきたいと、お願いをしているところ

です。捕獲対策の推進については、一般狩猟による捕獲と、個体数調整及び被害防止のための許可捕獲による、2種類の捕獲を合わせて実施しています。現在は、許可による捕獲数がかかなり多い状況です。捕獲に関しては、市町村等による事業、道による事業、国の関係機関による事業等があり、連携した取組を進めているところです。それに関連して、捕獲技術の向上や、捕獲体制の構築、担い手の育成・確保、あるいは有効活用の推進なども進めています。

計画 16 ページをご覧ください。捕獲とは別に、被害防除ということで、農林業被害の防止のために、侵入防止柵等の設置を行っております。また交通事故対策については、道路管理者の皆様へ侵入防止柵等の設置、あるいは注意看板の表示等によって、ドライバーへの安全配慮等をしていただくとともに、鉄道においても、線路際に侵入防止柵を設置するなどして、事故防止にあたっております。この他、市街地への出没対策については、市町村の皆様のご協力をいただきながら、住民の安全を確保するとともに、交通事故への防止にも繋がるため、出没したエゾシカを安全に市街地の外に誘導するなどの対応をしていただいております。

エゾシカの生息地における自然環境の保全については、現在、地球温暖化に関係して色々な環境変化も起きているため、エゾシカが原因となった変化なのか掴みづらい状況になっておりますが、道や環境省も、高山植物への影響等について、モニタリングを行い、必要に応じて対策をとっているという状況です。

計画の 17 ページ下部、安全の確保について、やはり狩猟の際の事故防止についても、色々議論をしてきたいと考えております。

計画の 18 ページ、個体数の適正処理についてです。捕獲した個体を処分するにあたり、野外放置により住民の生活環境に影響が及ぶ場合があることから、狩猟者と連携しながら、防止していく取組をしているところです。

猟区制度の活用については、占冠村と西興部村に猟区を設定し、釣り堀のような形態で、お金を払って、猟区内で狩猟をしていただくという管理を進めております。

また、モニタリングの調査研究については、北海道総合研究機構の力添えを受けており、エゾシカやその被害の状態などを分析しながら、より効果的な対策等を進めるための色々な研究に取り組んでいただいております。

最後に、資源管理の具体的な取組についてですが、すでに有効活推進の取組が始まっております。あまり捕獲をしすぎてしまうと、せっかく形になった有効活用の産業が駄目になってしまいますので、一定の配慮しながら進めていく必要があります。現在はエゾシカをどんどん捕獲しなければならない状況ですが、今後、個体数が減ってきた時には、捕獲を一定程度に抑えながら有効活用を進めていく必要があります。この資源管理のモデルを、現在、道東地域で検討しているところです。

最後に推進体制ということで、この全道対策協議会や、あるいはエゾシカの研究をされている有識者の皆様にご助言をいただく有識者会議を開催しています。また、

各地域で連絡協議会等を開き、市町村あるいは国の出先機関等、関係機関にもご協力いただきながら、対策を進めているという状況になります。

ここまでが、エゾシカ管理計画の説明となります。

続いて資料1-2をご覧ください。先ほど局長からお話ししました、「1 推定生息数」についてです。現在72万頭ということで、平成30年から増加している状況と推定しています。地域別に見ると、東部地域については一定程度、増加が落ち着いていたものと考えられていましたが、今徐々に増えているというところではあります。また、北部・中部地域についても、ともに増加しているの見積もっています。

これに対し、「2 捕獲状況」については、平成24年に14万4000頭という過去最大の捕獲数となりましたが、徐々に捕獲が減ってきており、平成30年、令和元年は、捕獲数がかなり減少してしまったという状況にあります。その後、色々な関係者にご協力をいただき、令和3年度には14万3000頭と、過去と同じ水準程度まで捕獲ができるようになりました。令和4年度の捕獲数の速報値は14万1000頭となっております。これは速報値のため、未集計分の捕獲頭数が加算され、昨年並みかそれ以上になるのではないかと考えているところです。

「3 捕獲推進プラン目標数」に記載しているのは全道の捕獲目標数です。平成24年から14万頭前後としてきたところですが、令和3年に16万3000頭に引き上げ、今年度からは18万5000頭に引き上げる状況になっております。非常に心苦しくはありますが、やはり捕獲数を増やしていかなければ、被害が減らないので、このような目標数とさせていただいています。

「4 農林業被害額（全道）」についてです。平成22年度以前のもものは記載してありませんが、平成23年度の64億円がピークとなっております。それ以降令和元年頃までは抑えられてきましたが、令和2年度、令和3年度と、また被害が増えてきている状況です。令和4年度については集計中ですが、若干増えるのではないかと考えているところです。

「2 捕獲状況」の話に戻ります。平成24年度の過去最高の14万4000頭についてですが、実はこのときにメスが9万1000頭捕獲されています。それに対して、令和3年度、一昨年度の捕獲については14万3000頭と、全体としては1000頭の違いですが、このうちメスの捕獲数が少ないという状況です。これが何を意味するかと言いますと、次のページをご覧ください。メスジカを捕獲せず、オスをメインに捕獲してしまうとどうなるかという話です。エゾシカのオスは複数のメスと交尾することがわかっており、メスは群れの中で順位の高いオスと交尾をします。強いオスが捕獲されても、次に強いオスがいるので、オスジカは次々と代わりがいるという状況です。つまり、メスと交尾するオスをいくら捕獲した場合、捕獲した分だけ個体数は減りますが、後年の仔ジカの出生数には影響せず、メスジカを捕獲しないと個体数はどんどん増えていってしまいます。このため、一般の狩猟者の皆様にも、メスジカの捕獲をお願いしており、今年度の10

月から始まる狩猟期についても、1日あたりのメスジカの捕獲頭数については、制限をかけておりません。要するに、1日何頭メスジカを捕獲しても良いとしております。一方、オスジカについては、12月1日以降、1日1頭しか捕獲できないように制限をしています。

次に資料1-3をご覧ください。エゾシカ捕獲数の推移ということで、平成6年からの状況を説明するものです。平成14年がピークとなっていますが、この時の捕獲数は道東地域での捕獲が非常に多く、メインとなっていました。この時に捕獲数が増えた理由は、まだ狩猟の制限が少し緩かったということが挙げられます。捕獲が増えたことにより、被害は落ち着きましたが、この頃から生息域がどんどん広がり、今度は全道域で平成24年ぐらいから被害が増えてきてしまったという状況です。平成22年から26年までは、緊急対策期間を設定し、皆様に一齐に対策を依頼したことが功を奏して、被害を減らすことができました。しかし、近年、また捕獲数を増やさなければならぬ状況になってきました。次のページ以降が地域別の推移です。東部地域は最初から非常に捕獲数が多いです。その他の地域については、生息状況に合わせた捕獲が進んできています。南部地域については、後発的に捕獲を増やしてきているということで、他の地域から遅れて生息数が増えている状況を示しています。

資料1-4 野生鳥獣被害についてです。ピークである平成23年から徐々に減ってきましたが、近年また被害が増えているという状況です。最初のページは、全野生鳥獣による被害です。被害の8割方がエゾシカによる被害なので、次の3ページ目、エゾシカによる農業、林業被害額を見ていただくと、全野生鳥獣による被害と同じような結果となっています。次のページが、振興局ごとのエゾシカによる農林業被害額です。根室、釧路、十勝、オホーツクの道東地域で約3分の2の被害が出ており、これに次いで上川、日高、胆振などで被害が多い状況になっています。農業被害の作物別で見ると、被害の3分の1が牧草です。酪農関係ではデントコーンやロールアップサイレージなどの飼料が約半分を占めている状況です。近年はそれらの割合が減ってきており、現在は水稻、ビート、馬鈴薯や小麦などの被害が非常に多くなっています。

資料1-5 交通事故の発生状況です。令和4年は4,480件で過去最大となっております。道東地域ではずっと被害が多い状況ですが、近年被害が多いのは、中部地域や北部地域です。南部地域も割合ではどんどん増えている状況です。事故発生時期は秋が多くなっています。理由としては、繁殖期に伴い、移動が激しくなったり、あるいはオスジカの注意力が散漫になり、ヒトを見ても恐れぬような状況が多いためと考えています。資料中段のグラフですが、事故件数が多い順に東部地域、中部地域、北部地域となっております。中部地域が多い理由としては、人口が多くて交通量も多いためということで、必ずしもエゾシカの生息数と一致するものではないと言えます。一方、道東のように人が少ない割に被害が多いという状況もあります。

資料1-6 列車支障発生状況についてはJR北海道様、JR貨物様、道南いさりび

データをいただきました。東部地域、北部地域で支障件数が非常に多い状況になっております。ただ、近年は、南部地域及び中部地域の太平洋側の支障も非常に増えている状況にあり、鉄道会社様が対策に頭を悩ませています。事故の多い場所に柵を設置しても、今度はその横からまた侵入してきてしまう。あるいは、線路が非常に歩きやすい場所であることを、エゾシカが学習してしまったということも、原因にあるのではないかと考えております。

エゾシカの現状については以上です。

○事務局（高杉エゾシカ担当課長）

それでは、ただいま、資料1-1～1-6についてご説明しましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

議題（2）エゾシカ対策の取組状況について

○事務局（高杉エゾシカ担当課長）

続きまして、議題（2）エゾシカ対策の取組状況につきまして、協議会メンバーから、それぞれ資料提供いただいておりますので、ご説明、ご紹介をいただきたいと思っております。

まず、道の取組状況について部局ごとに説明します。環境生活部の状況についてご説明いたします。

○事務局（坂村課長補佐）

資料2-1 エゾシカ捕獲推進プランについては、先ほども説明したとおり、毎年見直しして、関係者の皆様に御協力いただく形で示す目標数値です。基本的な考え方としては、メスジカが子供を産んでどんどん増えていく状況があるので、メスジカの捕獲を一定程度増やした上で、個体数を減少に転じさせていくというものです。令和3年度の達成状況については、目標数16万3千頭に対して実績14万3千頭と、2万頭前後目標に達していません。目標の考え方については、基本的に人間が捕獲をしなかった場合にエゾシカが毎年21%増加すると想定し、それを上回る目標値を設定しています。北海道を4地域にわけ、それぞれの目標捕獲数を設定しています。オスメス含めた目標数値ではなく、メスをこれだけ捕獲して欲しいという目標数値としています。農業被害防止の許可捕獲については、目の前で被害を出している個体をオスメス問わず捕獲しなければならないが、農業の収穫期終わってからはメスの捕獲を中心に進めていただきたいと思います。

地域ごとに捕獲目標を定めていますが、東部地域での捕獲を現時点では優先する必要があると考えています。北部・中部地域についても捕獲数を増やしていかなければなりません。南部地域については、非常に生息密度の高い場所と、高くはない場所があるので、一律に考えることはできません、今以上に捕獲が必要と考えているところです。

捕獲推進プランについては、振興局ごとに目標を設定しているため、それを目安に各市町村に捕獲目標の設定をお願いしています。

資料の裏面については、令和3年度、令和4年度の捕獲状況を、狩猟・許可捕獲別に記載したものです。許可捕獲については、補助金などを交付しながら、約14万頭捕獲しており、全体の捕獲数の大部分占めています。

資料2-2については、環境生活部で実施している事業に加え、農政部・水産林務部で実施している事業内容を含めた説明となっています。

1つ目のエゾシカ対策推進費については、北海道独自の事業です。生息状況調査という形で全道のエゾシカの生息状況の確認にあてています。

2番目の指定管理鳥獣捕獲等事業、3番目のエゾシカ捕獲困難地対策事業については、北海道が、認定鳥獣捕獲事業者という団体に委託をして実施する捕獲事業及び、それに関係する現地調査等の事業を実施しています。

4つ目のエゾシカジビエ利用拡大推進事業についても、捕獲事業ですが、一般狩猟者が捕獲個体を食肉処理施設に持ち込んだときに、1頭ごとに助成金を支給して、捕獲を推進する事業です。それ以外に、食肉処理施設には、廃棄物の処分費用等を助成しています。

5つ目のエゾシカ有効活用事業、6つ目のエゾシカ肉品質向上・流通拡大推進事業については、エゾシカの利用を推進するためのソフト事業です。

7つ目の地域づくり総合交付金については、捕獲にかかる市町村単独の事業に対して、半分を道で助成するという事業です。

農政部の鳥獣被害防止総合対策事業費については、後程詳しい説明がありますが、市町村協議会が実施する事業を中心として、市町村の捕獲対策事業、あるいは被害防除の事業にあてられているものです。エゾシカ森林被害防止強化対策事業、道有林エゾシカ緊急対策事業については、それぞれ、水産林務部の林業部門で行っている捕獲対策あるいは被害防止対策に利用されているものです。

資料の2-3をご覧ください。北海道から事業者へ委託して実施している事業についてです。全道各地で行っており、令和5年度には、指定管理鳥獣捕獲等事業を12ヶ所、エゾシカ捕獲困難地対策事業を4ヶ所を実施予定です。次のページは昨年度の実施状況なので、後ほどご覧ください。エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業実績一覧については、当事業のこれまでの経過を示しています。最初の頃は、技術的に難しいこともあり捕獲数が少なかったのですが、今は徐々に増えてきています。昨年度は少なかったのですが、令和3年度は700頭と、最初に比べ捕獲数が増えてきているという状況です。

資料2-4は、市町村に、2月から3月に集中的に実施していただいている一斉捕獲についての資料です。この時期は、非常にメスジカの捕獲がしやすい時期でもあり、捕獲を強化していきたいと考えています。今年度も実施予定ですので、関係者の皆様におかれましては、ご協力をお願いいたします。これ以降については、一斉捕獲にかかる有

効活用状況等を記載しています。

資料 2-5 はエゾシカの利活用のための捕獲・運搬テキストです。エゾシカをそのまま廃棄してしまうのは勿体ないということで、利用を進めるにあたって、より美味しく、衛生面でも安全に食するための運搬・捕獲方法についての内容を、テキスト化しました。北海道のホームページにも掲載しているので、参考にしていただければと思います。

資料 2-6 は囲いわなによるエゾシカの捕獲の手引きです。エゾシカは、夜になると、農地を荒らし、動き回りますが、夜間銃猟がほぼできない状況です。そのため、わなを使う必要があるということで、わな猟の実施方法について、紹介したものです。こちらについては北海道総合研究機構にもご協力いただいて、ホームページに掲載しておりますので、参考にしていただければと思います。

資料 2-7 です。北海道では、3 年前まで、くくりわなの ICT の検証事業を実施しており、省力化ができることがわかっております。その有効性などを記載した資料をホームページに載せておりますので、こちらも参考にしていただければと思います。

○事務局（鎌田主幹（エゾシカ活用））

続いて、エゾシカの有効活用の推進についてご説明します。資料 2-8 をご覧ください。

道では平成 28 年度からエゾシカ肉処理施設認証制度の運用を開始し、エゾシカ肉のブランド力の向上を目指しているところです。資料への記載は間に合いませんでしたが、本年度、新たに 2 施設の申請をいただき、先日承認手続きが整ったところです。よって、認証登録施設数は最新で 20 施設となっております。

次に「2 エゾシカジビエ利用拡大推進事業」についてですが、狩猟により捕獲したエゾシカを食肉用として北海道が指定した食肉処理施設に搬入した狩猟者に対し、1 頭あたり 8 千円を支援しております。本年度からは、8 月 31 日現在で道認証を取得している食肉処理施設を対象に実施しております。なお、認証取得を検討している食肉処理施設につきましては、「3 エゾシカ肉処理施設における衛生管理の向上」に記載のあるとおり、「エゾシカ認証アドバイザー派遣事業」でアドバイザーを派遣し、認証取得のお手伝いをしておりますので、機会があれば、当該制度の活用の周知など、ご協力いただければ幸いです。

4 以降については昨年度実施したエゾシカ肉の PR に係る内容を一通りまとめており、（1）出前講座の実績や、（4）エゾシカフェアの取組、（6）北海道ジビエシンポジウムの結果などを記載しておりますので、後ほど、ご参照いただければと思います。

最後に、資料 2-9 「ジビエの流通に関する注意喚起」についてです。基本的なことですが、ジビエの処理・販売には、食肉処理業の営業許可が必要です。万が一、営業許可を取得せずに処理・販売した場合には食品衛生法違反事案となるため、改めて正しい知識、取扱いについて御確認ください。

道としても一層、有効活用の推進が図られるよう努めて参りますので、引き続き皆様の御協力をお願いします。

○高杉エゾシカ担当課長

次に農政部の状況について説明をお願いします。

質問については北海道の部局の説明がすべて終わったあとに一括でお受けします。

○農政部技術普及課（高谷課長補佐）

資料3-1 鳥獣被害防止対策の推進についてご説明します。

「1 野生鳥獣による農作物被害金額等の推移」についてです。令和3年度における野生鳥獣による農業被害は52億4千万となっており、前年度に比べ4億2千万円ほど増加しており、未だ高水準にある状況です。この農作物の被害金額は、全体の8割がエゾシカによるものとなっており、国の交付金を活用しながら捕獲活動や侵入防止柵の整備などを進めていますが、なかなか減少していません。

表に記載してあるとおり、全国の被害額は平成27年度から令和3年度にかけて減少していますが、北海道では令和2年度以降増加しているという状況です。

「2 鳥獣被害防止総合対策交付金の実施状況」についてです。野生鳥獣被害の深刻化を踏まえ、平成19年に「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が制定されました。この鳥獣被害防止総合対策交付金は、鳥獣被害防止特措法によって市町村が作成した「被害防止計画」に基づき、各地域の被害実態に応じて地域関係者が一体となった被害対策の取組やジビエ利用拡大に向けた取組を支援する事業です。

事業内容については、下の括弧書きにあるとおり、整備事業、推進事業、緊急捕獲活動支援事業があります。整備事業では、侵入防止柵、ジビエ処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設の整備などハード面の事業が対象となっています。推進事業については、鳥獣被害対策実施隊等による被害防止活動や捕獲サポート体制の構築、ICTを活用したスマート捕獲、ジビエ処理加工施設の人材育成などのソフト面の事業が対象です。緊急捕獲活動支援事業については、捕獲活動経費の直接支援ということで、獣種や食肉利用の有無に応じた1頭当たりの上限単価以内での定額支援をしています。例えば、エゾシカであれば、食肉処理をすれば9,000円、焼却処理をすれば8,000円、それ以外であれば7,000円という上限に基づいて交付をするという事業になっています。

資料下部の表には、令和元年から令和4年までの各事業内容の情報を記載しています。令和元年から見ると交付金額は年々増加しています。国への交付金要望が全国的に増加している状況にあり、年度当初において国から本道に配当される額が、地域からの要望を十分に満たせていない状況になっております。近年は年度途中で追加の予算配分があり、今年度も、追加配分を国に要望しています。

道としては、国からの交付金が十分に措置されない場合、地域の捕獲活動の低下を招き、有害鳥獣の生息数の増加や農業被害の拡大につながりかねないということから、地域における有害鳥獣による農業被害の防止に向け、必要な予算を確保して欲しい旨を、様々な機会を通じ、国に要望してまいりたいと考えています。

資料3-2については、鳥獣被害防止総合対策交付金について国が公表している PR ペーパーで、このような事業ができるということを示したものです。詳細については後程ご覧ください。

○高杉エゾシカ担当課長

続きまして、水産林務部森林整備課からご説明します。

○水産林務部森林整備課（渡邊課長）

森林整備課では、国有林、道有林を除いた、一般の方々が所有する民有林においての森林整備の推進を担当しています。エゾシカ被害対策としては、植栽した木の保全や、特に被害が多い地域での捕獲等の取組に対して支援をしています。令和4年度、5年度の取組内容ですが、基本的に植栽箇所でのエゾシカ侵入防止柵の設置や、特に被害が多い地域での囲いわなの設置を行っています。また、エゾシカは広域的に移動するので、森林を管理する事業者が広域事業体を作って実施する捕獲対策に対して、交付金や公共事業を活用しながら支援を行っています。森林被害については、ここ数年横ばい傾向ですが、一定程度の被害が継続しているので、引き続き対策を続けていきます。

○高杉エゾシカ担当課長

続きまして、水産林務部道有林課からご説明します。

○水産林務部道有林課（山越係長）

道有林では、2つエゾシカ対策に取り組んでおります。1つ目の取組ですが、道有林内における一般狩猟等の捕獲環境の整備として、道有林内の林道の除雪を行っています。もう1つの取組として、野生鳥獣による被害防止のため、全道2箇所で行っています。令和4年度については、林道の除雪を159.3km実施、囲いわなについては2カ所の合計捕獲頭数で119頭を捕獲しました。

令和5年度については、これからの調整になるので、具体的な数字は記載していませんが、今年も同様の対策を実施予定です。

○高杉エゾシカ担当課長

続きまして、北海道からの説明は最後となりますが、建設部道路課からご説明します。

○建設部道路課（藤井主査（環境））

過年度の取組として、交通事故の防止を目的として実施した、道道風蓮湖公園線における、約6 kmにわたる防鹿柵の設置を、一例として挙げています。直近では、交通事故防止の観点及び自然環境に配慮した形で、北広島ボールパークへのアクセス道路となる北広島総合運動公園線での防鹿柵の設置を実施しています。加えて、注意喚起看板の設置を実施している状況です。

○高杉エゾシカ担当課長

以上で北海道からの説明を終わります。

それでは、資料2から資料6まで説明しましたが、ご質問・ご意見がありましたら、挙手をお願いします。

○北海道猟友会（齋藤専務）

資料2-2、地域づくり総合対策交付金について、平成22年度から実施していることであるが、予算額が46億と随分と大きいので、具体的にどのような取組内容なのか詳細を教えてください。

○事務局（坂村課長補佐）

当該交付金については、例えば、商店街の発展といった地域振興など、市町村が実施する様々な取組に活用できるため、全体の予算金額は非常に大きくなっています。このうちの約5千万円がエゾシカの対策にあてられていると考えていただきたいです。中身としては、有害駆除にかかる様々な経費に対して支援しており、捕獲にかかる報償費だけではなく、銃弾代や運搬経費などにかかる経費も助成対象となっています。道としては予算を用意しておき、各市町村の申請に応じて助成を行うという内容になっています。

○北海道猟友会（齋藤専務）

46億円すべてをエゾシカ対策の交付金として活用している訳ではなく、その中の1.5%程度、約5千万円をエゾシカ対策に活用しているということで良いでしょうか。

○事務局（坂村課長補佐）

そのような理解で違いありません。

○高杉エゾシカ担当課長

その他ご質問・ご意見はありますか。

それでは、続いて、北海道森林管理局様から説明をお願い致します。

○北海道森林管理局（三浦野生鳥獣保護管理指導官）

資料7 北海道国有林におけるエゾシカ被害対策ということで、当局のホームページに掲載した内容をまとめたものです。

1 ページ目については、エゾシカの現状ということで、道庁からいただいた資料を基に、被害額等を掲載していますので、内容説明は割愛します。

大まかな内容を2ページ目から記載していますが、取組の1つ目として、エゾシカ被害の実態把握を挙げています。平成21年度より全道各地に調査プロットを順次設置しながら、詳細影響調査、つまりエゾシカが森林生態系に与える影響を科学的かつ詳細に把握するための調査を行っています。平成26年度からは追跡調査を併せて実施しています。令和4年度までに348プロットで実施しています。令和4年、5年の調査箇所については、記載のとおりです。

そのほか、令和2年度から森林の回復状況や経過観察のための防鹿柵を利用した調査を実施しています。赤字で記載してあるのが、今年度実施予定の箇所です。

先ほどご説明した詳細影響調査の他に、簡易影響調査ということで、平成22年から令和4年度の13年間で5万箇所を超えるデータを蓄積し、内容などを整理の上、ホームページに公表して一般の方も含めて見るようにしています。そのほか、森林（人工林）被害マップというものも、データ化して、ホームページで公表しております。

「2 国有林による捕獲事業（管理型捕獲）の実施」について、森林管理局でも捕獲事業を実施しております。管理型捕獲ということで、基本的にはモバイルカリングと大型囲いわなをベースに実施しています。資料に、令和4年の実施箇所と、令和5年度の実施予定箇所を掲載しています。令和4年度は、全道で800頭捕獲しています。

「3 捕獲連携事業の実施」についてです。市町村で行う有害捕獲を実施するにあたり、森林管理署が協定を結んでいます。協定の内容は、役割分担となっており、林道の除雪や餌による誘因は森林管理署でおこない、捕獲と搬出については市町村が行うという形にしています。令和4年度は1,249頭捕獲をしました。資料中の表については、令和4年度、令和5年度の協定締結市町村を記載しています。令和4年度の実績としては、10署22市町村、令和5年度は10署21市町村です。

「4 市町村との連携強化」ということで、捕獲連携事業の他に、一斉捕獲推進期間において市町村が国有林内で有害鳥獣捕獲を行う場合に協力しています。また、銃猟が困難な地域においては、わなによる捕獲実施の意向も高まっていることから、くくりわなや囲いわなの貸出しも実施しています。令和元年から実施しており、令和4年度は札幌市に囲いわな1基、くくりわな127個、厚沢部町にくくりわな50個、今年度は札幌市に囲いわな1基、くくりわな100個、厚沢部町にくくりわな50個を貸し出し予定です。市町村からの要請に基づいて実施していくことになっています。

「5 客観的なデータに基づく捕獲事業の構築」にも着手しています。エゾシカ捕獲地調査マニュアルを作成ということで、エゾシカ簡易影響調査（チェックシート）等の蓄積されたデータを Web マップ化して公開しています。

「6 職員によるくくりわなを使用した捕獲の実施」についてです。令和3年度に講習会等を実施したところ、局・署併せて69名の参加があり、そのうち56名を捕獲従事者名簿に登録し、職員自らくくりわなを設置して捕獲するという取組をしております。まだ1署においての取組みですが、宗谷森林管理署が稚内方面で16頭捕獲しています。ここ3年で2桁の捕獲実績があります。

「7 ICT技術の導入による効率的な捕獲の実施」ということで、ICT捕獲システムにより、遠隔で頭数を確認後に捕獲するといった、省力化と効率の向上を兼ね備えた取組を実施しています。

最後に、狩猟者のために、猟友会を始め、道庁とも協議しながら入林手続きの簡素化にも取り組んでいるところです。資料下部に、平成27年度から令和4年度までの入林届出者数を記載しております。年々届け出者数も増えています。このほか、銃猟禁止区域図の公開や、狩猟現場ではスマートフォンを使えないこともあるので、通信環境がなくても使える機能をホームページに公開するなどしています。

以上、当局の取組みの紹介でした。

○高杉エゾシカ担当課長

ただいまの説明につきまして、質問等がありますか。

それでは続いて、北海道開発局より説明をお願いします。

○北海道開発局（気田開発専門官）

北海道開発局で、野生動物による自動車衝突事故、いわゆるロードキル対策として取組んでいる内容について紹介します。

資料8をご覧ください。北海道開発局では、エゾシカとの衝突防止対策として、道路上への侵入を防止する観点から、エゾシカ侵入防止柵の設置を過年度から進めています。しかし、地元の方々の理解が得られない場所は柵を設置できません。その場合は、ドライバーへの注意喚起として、動物の飛び出し防止の注意看板などを設置に加え、注意喚起分の路面標示や、舗装面にグルーピングという溝を設け、特殊な音が出る仕組みにするなどの取組を進めています。また、侵入防止柵の設置は、やればやるほど衝突防止に寄与する効果がある反面、野生動物の生息域が分断されるといった生態系への影響が懸念されます。そのため、例えば、新しく道路整備をする場合にそのようなことが懸念される場所においては、野生動物の移動経路を確保できる道路構造を採用するといった対策を進めてきています。

また、ハード面の整備に加え、ソフト対策としてエゾ鹿衝突事故マップを毎年作成し

ており、それらを道の駅やレンタカー会社などに配布しています。また、道の駅などでパネル展などを実施することにより、ドライバーに対し、衝突事故の危険性の周知や安全運転の呼びかけなどを行っています。

資料8の2枚目と3枚目はリーフレットのサンプルになっていますが、開発局のホームページの方に電子データをアップしていますので、皆様におかれましてもリーフレットを活用していただき衝突事故の防止や安全運転の呼びかけにご協力いただければと思います。説明は以上です。

○高杉エゾシカ担当課長

ただいまの説明に関して、質問などはございますか。

続きまして、北海道農業協同組合中央会様からご説明をよろしく願います。

○北海道農業協同組合中央会（沼田営農支援担当部長）

日頃から鳥獣対策では関係機関の皆様にはお世話になっております。私自身、ハンターでもあるのですが、この12年間エゾシカによる被害が減らないという現実を目の当たりにしており、非常に難しい問題であると感じています。

当会の対応として、資料9のとおり、鳥獣害対策に対する政策提案の実施をしております。具体的には毎年4月に各JAから生産現場の課題を聞き取り、国に対し政策提案の作成を行い、これを基に国会議員や農水省に対する要請活動を行っています。

鳥獣害対策に関する項目として、(1)近年、鳥獣被害が増加傾向にあり、捕獲従事者も高齢化が進んでいることから、駆除に係る人材育成と地域の体制強化に向けて支援を強化するとともに、クマ類の指定管理鳥獣への指定について検討することを掲げています。この中の鳥獣被害防止対策総合対策交付金ですが、シカ柵や、わなの購入やその他活動に必要な経費など市町村が実施する有害駆除への支援が今後も必要ということで必要な予算の確保を求めています。

本会としては以上ですが、ハンターとして何点か申し上げたいと思います。最近、米国での銃弾の需要が増えており、さらにウクライナ問題といった様々な要因で実包、雷管、火薬の価格が高騰しているということが大きな問題です。有害駆除に取り組むハンターとして弾を節約して使わざるを得ない状況になっており、練習も思うようにできず、捕獲までに至らないといった負のスパイラルに陥っている状況です。難しいことは承知ですが、今のこの状況というのは非常に異常な状況であり、我々としても非常に困っています。先ほど道庁が説明した資料2-7で、くくりわなとICTで捕獲をスマート化するというものがありました。我々も実際にNTTが開発したKagattaというシステムを使用しました。これはわなが作動すると駆除隊員にメールで通知が来るので、毎日わなの確認をせずとも、メールが来たらわなにかかったことがわかる仕組みになっています。また、わなにかかってから一定時間が経つと肉の質が落ちてしまうが、このシス

テムを使うと、すぐに止めを刺しが出来るため、肉質も良い。非常に使えるシステムであることから各市町村で導入をすすめていただきたいと思います。

○高杉エゾシカ担当課長

ただいまの説明につきまして、質問はございますか。

それでは続きまして、JR 北海道様からご説明をよろしく申し上げます。

○北海道旅客鉄道株式会社（濱中主幹）

エゾシカによる列車運行の影響は年々増えており、令和4年度については、令和3年度に続き、一部の線区を除いて各線区で増加傾向にあり、過去最多の件数を更新している状況にあります。令和3年度から令和4年度に関しては、特に旭川から北見や網走に向かう石北線での増加が大きいです。全体的にも、ここ5年で約1.5倍に増えている深刻な状況となっています。当社でも継続的に対策を行っており、光や音、匂い、や新しい技術を使った対策にも取り組んでいますが、エゾシカの慣れ等により継続的に効果を発揮するものがあまりない状況です。一番有効性のあるものがエゾシカの侵入防止柵の設置になっています。令和4年度は約2.3km、令和5年度は3.8km強といったように、出没の多いところや列車に支障があった時に影響が大きい場所等に設置をしており、全道で約130km程度の設置をしています。またソフトの対策としては、特に道北、道東など出没の多い地域では、列車の運行に余裕時分を持たせ、一部減速運行して衝突を減らしたり、エゾシカの早期発見のために樹木等の伐採を行って視認性を良くするといった対策を継続しています。

○高杉エゾシカ担当課長

ただいまの説明に対して、質問等はありませんでしょうか。

それでは質問がなければ、取り組み状況については終了いたします。

議題（3）その他

○高杉エゾシカ担当課長

続きまして議題（3）その他になります。自然保護協会様から資料11のとおり情報提供をいただいておりますので、ご説明をよろしく申し上げます。

○北海道自然保護協会（在田会長）

私たち北海道自然保護協会は名前のおり北海道の豊かな自然と生物多様性を守り、次の世代に伝えていくということを目的に活動しています。

しかし、エゾシカ問題に関しては、具体的には毎年、道から可猟時期や区域を決めるときに意見照会が来ますが、その時に生物多様性の立場から協会の意見を言っておりま

すが、協会として具体的に何か対策を実施することはありません。ただ、資料 11 にもあるように協会では毎年 1 回、会誌『北海道の自然』を出しており、桑原康生さんに北海道へのオオカミの再導入の可能性といった論文記事を書いてもらいました。

北海道には元々、エゾシカの天敵であるエゾオオカミがいました。しかし、明治時代には馬を襲うなど大きな問題があり、エドウィン・ダンらの取組によりエゾオオカミはいなくなりました。最近、国によっては再導入する動きもあり、北海道にエゾオオカミを導入したらどうなるか、その是非については、日本オオカミ協会などが活動しているようです。オオカミの再導入については道民の合意が必要であり、色々な課題があるため、我々自然保護協会としては、賛成しているわけではありません。しかし、エゾシカ問題に関しては色々な立場、見方があることから、色々な意見を知っていただきたいということで、会誌にこの記事を掲載しました。機会があれば読んでいただき参考にしてもらいたいと思います。

○高杉エゾシカ担当課長

この他、構成員のみなさまから情報提供やご意見がありましたら、お願いいたしますが何かございますか。

○北海道自然保護協会（在田会長）

北海道の自然を守る立場としての質問になりますが、猛禽類が鉛の中毒により死ぬことが多く、道が鉛弾の所持・使用を禁止する等の対策をとっていますが、道外の狩猟者が鉛弾を使用しているという話も聞きます。最近の実態がどのようになっているか資料などがありましたら教えていただきたいと思います。

○事務局（坂村課長補佐）

オジロワシ、オオワシがエゾシカの肉を食べたときに、体中に残った鉛を食べ、食中毒を起こすという鉛中毒については、昨年 3 件ほど発生しました。そのうちの 1 件については、エゾシカではなく水鳥が受けた鉛散弾の影響が疑われるということもあり、道東にあるワシを守る団体から、国や道に対し、鳥用の散弾の使用も禁止するよう要請がされております。

コロナ禍の関係で道外から来道するハンターが減っており、コロナ前は道内に 1600 人ほど狩猟に来ていましたが、コロナ禍が始まった年に 1200 人程に一気に減り、最近では回復傾向にあるものの、1400 人程度となっています。これが直接どう関連するかわからないところではありますが、鉛弾の使用に多少影響する可能性があります。

また、銃弾価格が高騰しており、ウクライナでの戦争の関係で国際的に鉛が非常に不足していることから、鉛弾の値段も高騰しているようです。鉛弾を入手するには高価なものを買わないといけない状況にあり、そのことが使用を抑制する方向に働けば良いと

考えています。

いずれにしても注意喚起あるいは、監視をする中で状況検査を行い、鉛弾を所持していないかということも含めて確認をしていきたいと考えています。

○北海道自然保護協会（在田会長）

猟友会の方にお聞きしたいのですが、鉛弾の使用が減らないのですが、鉛弾が安いからかそれとも命中率が良いからなのか、何か理由があるのでしょうか。

○北海道猟友会（齋藤専務）

北海道猟友会では鉛弾は使用していないが、鉛弾が使用される理由として一般的に考えられるのは、第一に価格が安いことだと思います。北海道では銅弾を使用しているのですが、国産のものはありません。ウクライナの問題ではなく、アメリカの方で昨年銃が1億丁ほど売れました。そうすると弾は銃の100倍ほど必要になります。北海道で使用される銅弾はそれに比べると数が少ないので、メーカーの生産がなかなか追いつかず、国内に入っていないことがあります。また、資材の値段が高くなっていることがあります。雷管や火薬などが入っていないので、捕獲にも支障が出ているというのが北海道の実態だと思います。本州の方はわかりませんが、北海道では鉛弾自体銃砲店に売っていないので、鉛の高騰による影響はないと思います。

○高杉エゾシカ担当課長

他にご意見等ありますでしょうか。

それでは本日予定している議題については以上になります。エゾシカについては全道に生息域を広げ、人の生活との軋轢が一層厳しい状況になっていることから道の取組だけではなかなか被害減少することは難しい状況です。今日、参加いただいた、皆様、特に町村会や猟友会の方々など有害駆除が実際に行われている現場の方々がおりますので、8月まで各町からの期成会要望というのがあったのですが、やはり多くの町村からはエゾシカ対策を実施してほしいとの要望が相当数ありました。道として先ほど述べた捕獲目標18万5千頭という数字についてですが、各市町村に、予算を除いて、現在、町村で有しているハンターなどのキャパシティを考えたときに、何頭捕獲できるのかを調査を行った結果の合計値が18万5千頭となっています。説明しましたが交通事故、列車の支障数、農林業被害数が過去最高となっていることから、道としては大変厳しい状況にあるということで、町村で捕獲しうる最高値の18万5千頭を目標値としています。これを関係機関の皆様に情報共有していただき、厳しい状況にあるということと、機会があればメスジカを撃つということを道として強く発信・推奨していますので、狩猟者等と接する機会があれば、その旨をお伝えいただければ幸いです。

以上、他になければここから進行は事務局を戻します。

4 閉会

○事務局（坂村課長補佐）

本日は貴重な時間をいただきまして、感謝を申し上げます。以上をもちまして、本日の協議会を終了させていただきます。また何か必要なことがあれば我々の方にご連絡いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。